

(4) 路線バス(「児玉折返し場～本庄駅(宮本町車庫)線」及び「神泉総合支所～本庄駅線」)、  
デマンド交通及び本庄シャトル便の相互乗り継ぎに係る制度について

目的 : 路線バス、デマンド交通及びシャトル便の乗り継ぎサービスを向上することにより、公共交通の利用を促進する。

- 概略 :
1. 路線バス、デマンド交通及びシャトル便相互の乗り継ぎを行うものに対して、申し出に基づき、「乗継券」を交付する。  
「乗継券」は当日1回の乗り継ぎに限り有効とし、乗り継ぎ時(運賃支払い時)に運行事業者が回収する。
  2. 運行事業者は、「乗継券」を金券として取り扱い、利用者の運賃に反映させる。
  3. 運行事業者は、回収した「乗継券」を集計し、定期的に市に【市が補填する額】を請求する。
  4. 市は、運行事業者から請求された金額を提出された「乗継券」により確認し、【市が補填する額】を支払う。

対象	「乗継券」の取り扱い 【市が補填する額】 小学生は半額で取り扱う。	利用者が支払う運賃
本庄シャトル便の利用者が 路線バスに乗り継ぐ時	100円	路線バス運賃 - 100円
路線バスの利用者が 本庄シャトル便に乗り継ぐ時		$(200 - 100) = 100$ 円
デマンド交通の利用者が 路線バスに乗り継ぐ時		路線バス運賃 - 100円
路線バスの利用者が デマンド交通に乗り継ぐ時		$(300 - 100) = 200$ 円
デマンド交通の利用者が デマンド交通に乗り継ぐ時	300円	$(300 - 300) = 0$ 円
デマンド交通の利用者が 本庄シャトル便に乗り継ぐ時	200円	$(200 - 200) = 0$ 円
本庄シャトル便の利用者が デマンド交通に乗り継ぐ時	200円	$(300 - 200) = 100$ 円

「伊勢崎駅～本庄駅北口線」及び「寄居車庫～本庄駅南口駅」の路線バスとデマンド交通・本庄シャトル便の乗り継ぎについては、今後検討を進める。